

あなたの想いを確実に実現するために

農中信託銀行 (JA)の 遺言信託

農中信託銀行の財務コンサルタントが相続全般に関するご相談や遺言書作成のお手伝いをしております。また、作成しました遺言書は責任をもってお預かりいたします。

将来の相続発生時には、管理コースについては相続人に遺言書をご返却し、また、執行コースについては遺言書に基づいた執行手続きを確実に行います。

※農中信託銀行の遺言信託は、農中信託銀行の遺言信託代理店(信連・JA)でお取り扱いしています。

次のような方々に、遺言がお役に立ちます。

農業後継者など跡取りの方に 多く相続させたい方

遺言なら後継者への財産配分を多く指定し、農業経営等の継承に配慮することができます。

相続人以外の方にも財産を 贈りたい方

遺言を活用すれば、相続人でないお孫さまやお世話を
になった方へ財産を贈ることができます。

相続争いを未然に防ぎ、 円滑に遺産分割を済ませたい方

遺言書を作成しておけば原則として遺産分割協議の必要がなくなり、手続きを進めるうえでお役に立ちます。

お子さまのいらっしゃらないご夫婦

配偶者とご兄弟姉妹との関係を円満にするための配慮が必要でしょう。ご夫婦同時に遺言書を作成される方も増えています。

J A の 取 組み

きめ細かなサポートで 気持ちを伝えるお手伝い

「遺された家族に思いを伝え、家族間のトラブルを防ぐお手伝いをしたい」——。JA東京中央・農住支援部の土屋俊幸部長は、事業にかける思いをこう語ります。

農中信託銀行の遺言信託代理店として業務を展開する同JAは、2005年の業務開始から、累計で209件(2018年3月末時点)の遺言信託受託実績を有しています。目指すのは、JA全体で組合員の悩みを受け止め、きめ細かい対応でサポートすること。専門担当者は組合員のもとに出向いてニーズをくみ取り、職員向けの遺言信託研修会で知識の向上を図っています。業務事務部の細江哲

也部長は、JAが遺言信託業務に取り組む意義を「遺言により円滑に農地を継承できることもあり、地域の農地を守ることにつながっている」と話します。

夫婦で遺言を託すある組合員は「JAには貯金や共済などを任せていて身近な存在。半年に一度は担当者が近況確認に来てくれるなど、きめ細かいサポートが魅力」と信頼を寄せます。福田武雄常務理事は「部署間で密に連携し、JAの総合力を發揮して組合員の悩みに応えたい。『JAがあつて良かった』と思ってもらえるサービスを開拓したい」と力を込めます。



組合員の皆さまのこれからと一緒に考えます(東京都世田谷区で)



「どんな悩みでも相談していただける職員」を目指し、職員向け研修会を開催(東京都世田谷区で)

読者のコメント



ランドマーク税理士法人 代表税理士
農林中央金庫 JAバンク資産形成推進部
顧問税理士

清田 幸弘

遺される家族のために遺言書を作成しておくことは、相続争いの未然防止の観点や円滑な資産承継の実現からも有効な手段であり、相続対策を考える際の選択肢の一つです。また、遺言信託に当たっては公正証書遺言の作成支援、その後の管理・保管、相続発生時の執行の他、遺言書の保管期間中に財産や相続人の変動に伴って遺言書の書き換えが必要となった場合も、柔軟に相談を受けてもらえるサービスです。身近な関係でお付き合いのあるJA・専門家に、必要に応じて相談してみると良いと思います。